

一般財団法人松本市スポーツ協会加盟団体規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款(以下「定款」という。)第39条第1項に定める団体の一般財団法人松本市スポーツ協会(以下「この法人」という。)への加盟及び脱退等について必要な事項を定めることを目的とする。

(加 盟)

第2条 新たに加盟しようとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会則又は規約
- (3) 役員名簿(役名及び氏名を記載したもの)
- (4) 組織表及び事務局体制
- (5) 前年度の事業報告及び決算書
- (6) 当該年度の事業計画及び予算書

2 加盟団体は、会則その他提出書類に変更があった場合には、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

3 第1項により承認を得た団体は、その承認を得た理事会の日から加盟するものとする。

(脱 退)

第3条 加盟団体が、定款第40条の規定によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
- (2) 脱退理由書

2 前項の場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(休 会)

第4条 この法人を休会しようとする加盟団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 休会申請書
- (2) 休会理由書

2 前項により休会を認められた加盟団体は、翌年度から休会期間中につき、負担金を免除されるものとする。

(改 廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

財団法人松本体育協会加盟団体規則は廃止する。

附 則

この規則は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。